

<よくあるご質問>

課税証明書等について		
	自分が所得割非課税かどうかは、何を見たらわかるか？	①住民税が給料天引きの方：特別徴収税額の決定・変更通知書 ②それ以外の方：毎年6月頃発行される市（町、村）県民税の納税通知書 ③お手元に何も無い方：市町村の発行する課税証明書、所得課税証明書、マイナポータル※源泉徴収票や所得証明書では確認できないのでご注意ください。
	課税証明書を見たら、年税額 5,500 円となっていた。申請はできないか？	課税証明書の税額内訳の「均等割」の欄だけに金額が書かれていて、「所得割」部分が 0 になっている場合は申請可能です。
	仕事が忙しくて平日に役場へ行けそうにない。課税証明書等はコンビニで取れるか？	市町村によって取り扱いが異なるため、休日・夜間対応窓口や郵送請求など、市町村の取得方法を確認してください。なお、コンビニで取得できる証明書は最新の課税年度分となるので、一部早期給付の申請では使えない場合があります。
	課税証明書の税額の欄が「＊」になっていたが、どうしたらいいか？	無職の方や控除対象配偶者の方は、税の申告義務はありませんが、奨学給付金では税額の確認が必要になります。課税証明書等で税額が出ない方は、市町村窓口で税の申告を行った後の課税証明書等を添付してください。また、未申告だと学校からの案内が行えない可能性があります。
申請について		
	父は課税されているが、母は非課税。どちらかが非課税なら申請できるか？	母だけでなく父も所得割非課税でなければ申請できません。
	父母の居住地が異なる場合、どこの県へ申請するのか？	単身赴任などの場合は、保護者が生活の本拠と考える都道府県から申請してください。離婚前の別居など、生活の本拠がそれぞれ分かれている場合は、主たる家計支持者の本拠地から申請してください。
	昨年度から父が海外赴任しているが、申請できるか？	海外赴任により日本国内に住所を有しない場合や、保護者全員の課税証明書等を提出できない場合は申請できません。
	高校生が世帯に2人いるが、1回手続きすれば2人分もらえるか？	それぞれの高校生について手続きが必要です（高校生が2人なら2回手続きが必要）。その場合、兄弟姉妹どちらかの申請に添付する課税証明書等はコピーでも構いません。

奨学給付金の金額等について		
	生活保護受給世帯の場合、奨学給付金は収入認定されるか？	福祉事務所において就学のために必要であると判断されれば収入認定から除外されます。担当の福祉事務所とご相談のうえ、申請してください。
	給付金はいつ振り込まれるか？	審査の終了した学校から順番に交付決定し、その日付からおおむね1ヶ月以内に振り込まれます。振込日の通知は行いませんので、通帳・アプリによりご確認ください。（振込人名：トトリケンジンケンキヨ） ただし、学校が代理受領する方へは振り込まれません。代理受領かどうかは交付決定通知書により確認いただけます。
家計急変による家計急変について		
	父が非課税、母は課税で、父が退職した。給付金の対象となるか？	父だけでなく、母も「道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税に相当する」状況でなければ給付金の対象にはなりません。ただし、父の退職により母が父及び子を扶養することになった場合は、対象となる可能性があります。
	7月以降に家計が急変した場合、給付金は受けられないか？	7月以降に家計急変した世帯の方は随時申請が可能です。 ただし、申請の翌月1日を基準日として起算した月数分になります。
	家計急変の給付金を申請した後再就職したが、何か手続きが必要か？	年収見込額に変更が生じた場合は、申請後であっても速やかに申し出てください。